

平成25年度 下関市介護保険サービス事業者集団指導

(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

共 通 編	1
1. 下関市介護保険課からの情報は下関市のホームページのどこを確認したらよいのか？	2
2. 介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例とは何か？	4
3. 条例施行により介護保険サービスの事業及び施設の基準等の内容は変わったのか？	6
4. 条例施行により運営規程等の変更は必要か？	8
5. 権限移譲により全ての事務が下関市に移譲されたのか？	9
6. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について	10
7. 指定を不要とする旨の申出書とは何か？	13
8. 業務管理体制の整備に関する届出とは何か？	15
9. 指定（許可）の更新について	17
10. 自己点検表の提出について	18
11. 申請書等における日付の記載について	19
12. 資格を証明する書類の写しと氏名が異なる場合どのように取り扱うのか？	20
13. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？	21
14. 従業者の員数の変更に伴い運営規程を変更した場合、その都度指定事項等変更届を提出するの か？	22
15. 「通常の事業の実地地域」はどのように定めるのか？	23
16. 公的機関の苦情相談窓口はどのように記載すべきか？	25
17. 事故報告書はどのように提出するのか？	26
18. 各サービスではどのような事故が発生しているのか？	29
19. 会計はどのように区分するのか？	31
20. 介護職員処遇改善加算実績報告の留意事項は？	32
21. 記録の整備における「完結の日」とはどの時点を指すのか？	33
22. 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定について	34
23. 下関市防災メールの登録について	35
個 別 編	37
① 営利法人監査・実地指導の際、どのような点に注意すればよいのか？	38
② サービス担当者会議を事業所内でサービス提供時間中に開催することは可能なのか？	40
③ 通所サービス提供中の利用者が別サービス等利用することについて、どのように取り扱うのか？	41
④ 通所サービスの送迎時の対応はどこまで行うべきなのか？	43
⑤ 介護予防サービスの提供回数等はどのように考えるべきなのか？	45
⑥ 医行為とはどのような行為を指すのか？	47
⑦ 屋外サービスについて	50
⑧ 通所介護と認知症対応型通所介護の併用は可能なのか？	51
⑨ 月途中で要支援度が変わった場合、サービス提供体制強化加算はどのように考えるのか？	52
⑩ 出張所（サテライト事業所）の設置に要件があるのか？	54
担当者名簿	57

共 通 編

1. 下関市介護保険課からの情報は下関市のホームページのどこを確認したらよいか？

下関市介護保険課から介護保険サービス事業者の皆様へのお知らせは、下関市ホームページに掲載いたします。

- ①下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>) から、「事業者の方へ」をクリックします。



- ②「保健・福祉」の「介護保険」をクリックします。



平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

③介護保険サービス事業者の皆様へのお知らせは、こちらのページに掲載いたしますので、定期的に確認いただきますようお願いいたします。



※申請様式等は、このページより、以下のページへアクセスしてください。

- ・介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）
- ・介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）
- ・地域密着型サービス事業の申請様式等について

2. 介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例とは何か？

介護保険サービスの事業及び施設（指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業を除く。）の基準等については、これまで国が一律に定めておりましたが、地域主権改革の一環として、これらについては都道府県又は市町村の条例により定めるよう介護保険法が改正されました。

その法改正を受け、下関市では所要の条例の整備を行い、平成25年4月1日に施行いたしました。

制定した条例

- ・下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号。以下「条例ア」という。）
- ・下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号。以下「条例イ」という。）
- ・下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「条例ウ」という。）
- ・下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「条例エ」という。）
- ・下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号。以下「条例オ」という。）
- ・下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号。以下「条例カ」という。）
- ・下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第76号。以下「条例キ」という。）

条例の内容は次頁記載のとおりですが、より詳細な内容及び運用についての解説を下関市ホームページに掲載しておりますので、事業所及び施設の運営に当たっては、内容ご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます（平成25年2月14日付け下介第224号にて関係事業所へ通知済。）。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

- 事業者の方へ
- 保健・福祉
- 介護保険
- 介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例について

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

条例で定めた内容

条例	サービス 又は施設名	人員に 関する 基準	設備に 関する 基準	運営に 関する 基準	介護予防のための 効果的な支援の 方法に関する基準	入所 定員	申請者 の要件
条例ア	指定居宅サービス (注1)	○	○	○			○
条例イ	指定介護予防サー ビス(注1)	○	○	○	○		○
条例ウ	指定地域密着型サ ービス(注1)	○	○	○		○(注2)	○
条例エ	指定地域密着型介護予 防サービス(注1)	○	○	○	○		○
条例オ	指定介護老人福祉 施設	○	○	○		○	
条例カ	介護老人保健施設	○(注3)	○ (注4・5)	○			
条例キ	指定介護療養型医 療施設	○	○ (注6)	○			

注1：基準該当サービスを含む。

注2：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業の入所定員に限る。

注3：医師、看護師の人員基準を除く（基準省令（国の基準）で全国一律に定められている。）。

注4：施設及び設備に関する基準。

注5：療養室、診察室、機能訓練室の施設基準を除く（基準省令で全国一律に定められている。）。

注6：新規に指定を受ける事業所のみに適用される規定を除く（指定介護療養型医療施設の新規指定は行われない。）。

網掛け部分は、下記基準省令に記載されている内容。

条例とそれに突合する基準省令

条例	基準省令
条例ア	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
条例イ	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
条例ウ	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
条例エ	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
条例オ	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
条例カ	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
条例キ	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）

3. 条例施行により介護保険サービスの事業及び施設の基準等の内容は変わったのか？

①条例施行による基準等の内容の変更について

平成25年4月1日に介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例を施行いたしました。基本的には、それによりこれまでの取扱いが変わるものではありません。

ただし、以下の点につきましては、これまでの取扱いと異なりますので、ご注意ください。

条例施行により変更された事項

事項	条例施行前の取扱い (基準省令(国の基準))	条例施行後の取扱い (各条例)
非常災害対策(通所系・施設系サービス) ※<u>下線部</u>は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスにのみ該当。 ※※<u>二重下線部</u>は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスにのみ該当。	具体的計画策定 関係機関への通報、連携体制の整備 これらの定期的な従業者への周知 定期的な避難、救出等の訓練の実施と、<u>その際の地域住民の参加を得る連携努力</u> ※	非常災害に対する必要な設備設置 施設内防災計画(災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画)の策定 関係機関への通報、連絡体制、利用者(又は入所者、入院患者)の避難誘導体制の整備と、これらの定期的な従業者、利用者(又は入所者、入院患者)等への周知 市町村等との連携協力体制の整備 非常災害に備えるための不断の注意と訓練(避難、消火の訓練は、定期的に実施し、<u>その際に地域住民の参加を得る連携努力</u>※※) 訓練の結果に基づく施設内防災計画の検証見直し
1の居室の定員に係る経過措置(介護老人福祉施設)	条例施行前は、4人以下 条例施行後は、既存施設は4人以下(条例施行後に増築・改築された部分を除く)	既存施設は4人以下(条例施行後に定員が増となった場合、その増となった員数に係る居室の部分を除く)

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

なお、非常災害対策に係る規定は、条例条文上は基準省令の内容を強化した「上乗せ規定」の形態ですが、具体的には基準省令及びその解釈通知、その他山口県及び下関市がこれまで取り組んできた防災強化策等により指導してきた内容を明文化したものであり、条例の施行により事業者負担が増大したわけではありません。

また、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、避難、消火の訓練における地域住民の参加を得る連携努力についての規定が上乗せされた形態となっておりますが、当該サービスは運営推進会議が設置されているサービスであり、当該上乗せ規定の内容についても既に取り組まれているものですので、条例の施行により事業者負担が増大したわけではありません。

詳細は、前項にて説明した、下関市ホームページに掲載している解説をご確認ください。

②条例施行による誓約書の変更について

条例の施行に伴い、法人代表者の変更や管理者の変更等の際に提出する誓約書の文言が変更されておりますので、提出時には変更後のものを使用いただきますようお願いいたします。

誓約書の様式に変更があったサービス

サービス又は施設名	様式名
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	誓約書（別紙2-1）
指定地域密着型サービス 指定地域密着型介護予防サービス	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-1） 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-2）
介護老人保健施設	誓約書（別紙2-3）

※その他のサービス及び施設については、誓約書の様式に変更はありません。

※様式については下関市ホームページにて確認してください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ 事業者の方へ

→ 保健・福祉

→ 介護保険

→ 介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）

又は 地域密着型サービス事業の申請様式等について

4. 条例施行により運営規程等の変更は必要か？

平成25年4月1日に介護保険サービスの事業及び施設の基準等を定める条例が施行され、介護保険サービスの事業及び施設（指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業を除く。）の基準等の根拠が、基準省令（国の基準）から下関市の条例に変わりました。

そのため、運営規程や重要事項説明書等に介護保険サービスの事業及び施設の基準を定めた厚生労働省令を記載している場合、その変更が必要ですので、変更していない事業所がございましたら、至急対応をお願いします（平成25年2月14日付け下介第224号にて関係事業所へ通知済。）。

例1：運営規程等に

「『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）』に定める内容を遵守し」

とある場合。

⇒「『下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）』に定める内容を遵守し」

と変更する。

例2：運営規程等に

「介護保険法及び厚生労働省令に定める内容を遵守し」

とある場合。

⇒「介護保険法及び下関市の条例に定める内容を遵守し」

と変更する。

〔留意事項〕

- ・運営規程を変更した場合には指定事項等変更届又は変更届出書の提出が必要です。
- ・介護報酬の算定基準については、従前どおり国により一律に規定されておりますので、変更は不要です。

例：運営規程等に

「利用料については『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）』による」

とある場合。

⇒当該部分の変更は不要。

- ・介護老人保健施設については、人員・施設基準の一部が従前どおり基準省令にて規定されていることから、厚生労働省令と条例の併記となります。
- ・本件により重要事項説明書等を変更した場合であっても、現在の利用者に対して変更後の重要事項説明書等を再交付する必要はありません（今後の交付分より変更後のものであれば可。）。

5. 権限移譲により全ての事務が下関市に移譲されたのか？

平成24年4月1日より、介護保険サービス事業所等の指定、指導監査等の権限が、山口県から下関市に移譲されました。しかし、山口県が所管している事務の全てが移譲されたわけではありません。

以下に、山口県が所管の権限、事務と、下関市が所管の権限、事務のうち、代表的なものをお示しいたしますので、ご注意ください。

主な権限、事務による所管の違い

権限、事務	山口県	下関市
介護保険サービス事業所等の指定（許可）、更新、変更、休止、廃止		○
介護保険サービス事業所等の指定基準、各種加算の算定		○
介護保険サービス事業所等に関する苦情、相談、事故報告		○
介護保険サービス事業所等の指導、監査		○（注1）
業務管理体制の整備に関する届出	○（注2）	○（注2）
下関市内に介護保険サービス事業所等を新設する際の事前相談		○
第5期介護保険事業計画に基づく事業者選定		○
福祉用具貸与の協議書、訪問介護の相談票、短期入所の相談票		○
あんしん介護推進事業		○
介護サービス情報の公表	○	
喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等	○	
介護支援専門員証の交付、更新	○	
介護職員初任者研修事業者、福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定	○	

注1：原則下関市所管だが、厚生労働省及び山口県にも指導権限あり

注2：詳細は別項にて説明。

6. 介護保険サービス事業者指定時等の他法令の遵守について

介護保険サービスの提供を事業所又は施設で行う場合、災害発生時等に利用者へ危害が及ぶおそれがあるため、下関市では平成24年4月の権限移譲以降、新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、消防法、建築基準法に適合しているかどうか確認を行うよう指導し、確認に必要な書類の提出をお願いしております。

事業所又は施設で調理し食事を提供する場合には、あわせて食品衛生法上必要な書類の提出もお願いしておりますので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

1. 指導対象サービス事業

【居宅サービス】※は介護予防サービスも含みます。

通所介護（※）、みなし指定を除く通所リハビリテーション（※）

短期入所生活介護（※）、特定施設入居者生活介護（※）

【施設サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【地域密着型サービス】

認知症対応型通所介護（※）、小規模多機能型居宅介護（※）、

認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス

2. 確認が必要な法令

(1) 消防法

火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建築物の使用用途、面積により、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務付けられております。新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、下記のどちらかの書類をご提出ください。

※特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、必ず申請前に所管の消防署にご確認ください。

	必要書類	内 容	備 考
①	消防用設備等 検査済証の写し	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2の規定に基づき、消防用設備等について検査を受けたことを証明する「消防用設備等検査済証」の写し	
②	所管の消防署 からの指導（又は協議）内容	①の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり、所管の消防署から指導を受けた内容（又は協議した内容）を記載した任意の様式	法人が作成して差支えない

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

(2) 建築基準法

建築物の使用用途により、防火、避難関係の規定が異なります。介護保険サービス事業に使用する建築物が建築基準関係規定に定める要件を備える建物であるかを建築士等に確認のうえ、新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、下記のどちらかの書類をご提出ください。

※特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、必ず申請前に建築士等にご確認ください。

	必要書類	内 容	備 考
①	建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定に基づき、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事の確認を受けたことを証明する「確認済証」の写し	
②	一級建築士若しくは二級建築士による用途等の確認	①の交付対象ではない場合、当該建築物を介護保険サービス事業所（施設）として使用するにあたり、建築基準関係規定に適合するものであることについて一級建築士若しくは二級建築士により確認された、という内容の任意様式	法人若しくは左記建築士が作成して差支えない ※山口県指定の事業所における改築（増築）又は更新申請時には作成努力義務とする

(3) 食品衛生法

新規指定申請時、増築（改築）時、移転時及び指定更新申請時に、下記のどちらかの書類をご提出ください。

※特に、新規指定申請、増築（改築）及び移転を検討される場合は、調理に使用する建築物（若しくは区画）が食品衛生法関係規定に適合するかを事前に下関市立下関保健所へお問い合わせください。そのうえで、下記のいずれかの書類を提出してください。

	必要書類	内 容	備 考
①	食品衛生許可証の写し	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定に基づき営業の許可がなされたことを証明する「食品衛生許可証」の写し	
②	給食開始届の（受理）証明書	下関市食品衛生法施行細則（平成17年規則第160号）第13条の規定に基づき給食の開始を届け出たことの証明書	下関市立下関保健所にて発行可能

※各関係箇所へは必ず**事前に**電話等で照会（必要に応じて訪問の予約）を行ってください。

3. その他

下関市では都市計画法関係規定により、建築物の使用用途、敷地面積によっては建築等の許可を受けられない場合があります。

今後新たに指定または移転を計画される事業者の皆様におかれましては、その場所の属性を予め下記のホームページにてご確認のうえ、建築士等にご相談ください。

- ・下関市都市計画情報システム

<http://www2.wagamachi-guide.com/shimonoseki/>

7. 指定を不要とする旨の申出書とは何か？

みなし指定とは

介護保険法では、事業者からの申請にもとづいて居宅サービス事業者の指定を行います。法第71条又は法第72条の規定により、以下の事業者は、居宅サービス事業者として介護保険法上の指定があったものとみなされます。これを「**みなし指定**」といいます。

対象事業者	みなし指定となるサービス
保険医療機関 (病院・診療所)	(介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 通所リハビリテーション
保険医療機関 (歯科)	(介護予防) 居宅療養管理指導
保険薬局	(介護予防) 居宅療養管理指導
介護老人保健施設	(介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所療養介護
介護療養型医療施設	(介護予防) 短期入所療養介護

上記のとおり、健康保険法で指定を受けた保険医療機関等は介護保険法上の指定があったものとみなされますが、実際にこれらの介護サービスを行う場合は、介護保険法上の運営基準等に基づき、適切にサービスを提供することが必要です。

みなし指定を辞退する場合

みなし指定のサービスを行う意思がない、又は一部実施しないサービスがある場合は、「**指定を不要とする旨の申出書**」を提出していただく必要があります。

辞退したサービスを再度行うためには

過去にみなし指定を辞退した場合、又は廃止した場合で、再度、サービス提供を行いたい場合は、みなしの再申請の手続きが必要となります。これには、通常の新規申請と同様の手続きが必要となります。

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

様式第7号(第4条関係)

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

(あて先) 下 関 市 長

郵便番号
申出者 住 所
(開設者) ふりがな
氏 名
(電 話) ⑨)

介護保険法 第71条第1項
旧介護保険法 第72条第1項
指定居宅サービス事業者
下記のとおり の指定を不要とするので、
指定介護予防サービス事業者 介護保険法 第115条の11

ただし書
ただし書

の規定により申し出ます。

介護保険法第71条第1項ただし書
において準用する
旧介護保険法第72条第1項ただし書

記

事業所又は施設	ふ り が な 名	
	所 在 地	(郵便番号)
	医療機関コード又は 介護保険事業所番号	(電話)
管 理 者	ふ り が な 氏 名	
	住 所	
指定を不要とするサービスの種類		1 訪問看護 2 訪問リハビリテーション 3 居宅療養管理指導 4 通所リハビリテーション 5 短期入所療養介護 6 介護予防訪問看護 7 介護予防訪問リハビリテーション 8 介護予防居宅療養管理指導 9 介護予防通所リハビリテーション 10 介護予防短期入所療養介護

- 注 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 申出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 3 「指定を不要とするサービスの種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 備考 1 旧介護保険法とは、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法をいう。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

8. 業務管理体制の整備に関する届出とは何か？

平成21年5月から介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

①業務管理体制整備届

新たに介護サービス事業者となった場合に届け出が必要となります。介護保険法による事業所等の指定を受けていない法人が初めて事業所等の指定を受けた場合が該当します。

■届出先

区 分	届出先
(1) 事業所等が2以上の都道府県に所在する介護サービス事業所	厚生労働大臣 (地方厚生局)
(2) 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
(3) (1)及び(2)以外の事業者(=全ての事業所等が県内に所在する介護サービス事業者であって(2)以外	都道府県知事

②業務管理体制届出事項変更届

既に業務管理体制整備届の届出をしている事業者について、以下の届出事項に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

■届出が必要な変更事項

- ・事業者(法人)の名称の変更
- ・主たる事業所(本店)の所在地の変更
- ・代表者の氏名、住所、職名の変更
- ・法令遵守責任者の氏名の変更
- ・法令遵守規程の概要、業務遂行の状況の監査の方法の概要の変更(届出をしている事業者に限る。)
- ・事業所の数の変更(整備すべき業務管理体制が変更になる場合(20箇所を超える場合等)のみ)

■届出先

業務管理体制整備届と同様です。

③業務管理体制区分変更届

業務管理体制整備届の「届出先」に変更が生じた場合は、下記の届出を行う必要があります。

届出の種類	事 由
区分変更届	(ア) 厚生労働大臣又は市町村長から県知事に変更になった場合
	(イ) 県知事から厚生労働大臣又は市町村長に変更になった場合

(注) 区分変更届は、変更前の届出先に対しても変更後の行政機関に提出したものと同一ものを提出する必要があります。

④届出に必要な書類等

各行政機関のホームページ等でご確認下さい。

〔下関市のホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 事業者の方へ
- 保健・福祉
- 介護保険
- 地域密着型サービス事業の申請様式等について

9. 指定（許可）の更新について

平成20年4月1日に新規指定（許可）又は指定（許可）更新を受けた事業者（指定（許可）の有効期限が平成26年3月31日の事業者）については、同時期に相当数の更新が予定されているため、事業者ごとに申請受付期間を分けて設定し、指定（許可）を行う予定としています。

詳細につきましては、平成25年8月1日（木）に下関市ホームページにてお知らせする予定ですので、そちらでご確認ください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 事業者の方へ
- 保健・福祉
- 介護保険
- 平成26年3月31日に指定（許可）の有効期間満了を迎える事業者の方へ

【指定更新をする必要がない事業者について】

下記①～④の「みなし指定」の介護保険サービス事業者は、指定更新の申請手続きを行う必要はありません。

また、病院又は診療所の開設者が「みなし指定」ではなく通常の新規申請により指定を受けた通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションについては、有効期間の満了の日の翌日から「みなし指定」に切り替わるので、指定更新手続きは不要です。

- ①保険医療機関（病院・診療所）が行う訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ②保険医療機関（歯科診療所）又は保険薬局が行う居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ③介護老人保健施設が行う通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ④介護療養型医療施設が行う短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

10. 自己点検表の提出について

自己点検表については、点検項目ごとに内容を確認することにより、基準等の理解を促進するとともに自らチェックを行うことを趣旨に、毎年度、下関市に所在する介護保険サービス事業者の皆様には、チェックした自己点検表の提出をお願いしております。

つきましては、平成25年6月末に平成25年度「自己点検表」を、下関市ホームページに掲載いたしますので、必要な様式をダウンロードし、**平成25年7月31日(水)までに提出**をよろしくお願いいたします。

なお、提出していただいた自己点検表に基づき、市が行う実地指導の際には実施状況等の確認をさせていただきます。

① 様 式

平成25年度「自己点検表」

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 事業者の方へ
- 保健・福祉
- 介護保険
- 平成25年度「自己点検表」について

② 提 出 先

下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

③ 提出部数

1部(メールは不可)

1 1. 申請書等における日付の記載について

申請書・届出書等の申請（届出）日欄には、申請（届出）日
(郵送の場合は発送日) を記入してください。

申請書・届出書等の申請（届出）日欄を空欄又は遡及した日付で提出される
事例が散見されます。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

様式第1号（その1）（第2条関係）
（訪問介護又は介護予防訪問介護の場合）

※受付番号

指定居宅サービス事業者

指定

指定介護予防サービス事業者

指定更新

申請書

年 月 日

(あて先) 下 関 市 長

申請者
(開設者)

郵便番号
主たる事務所の所在地
ふりがな
名称
代表者の氏名
(電話
(ファクシミリ

印
)
)

様式第8号（第5条関係）

指定事項等変更届

年 月 日

(あて先) 下 関 市 長

届出者主たる事務所
(開設者)の所在地
ふりがな
名称
代表者の氏名
(電話

印
)

12. 資格を証明する書類の写しと氏名が異なる場合どのように取り扱うのか？

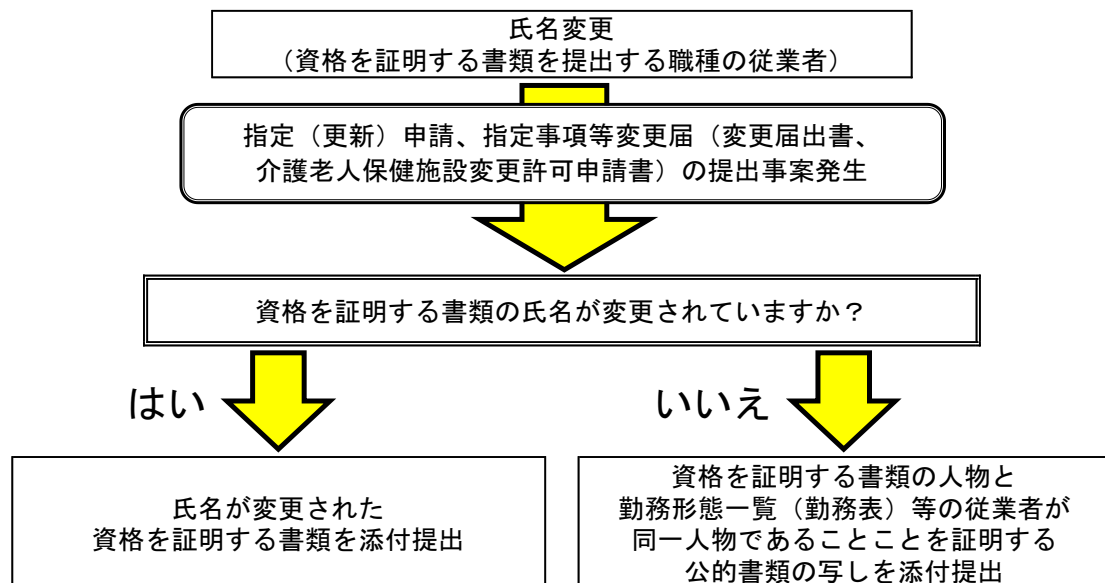
指定（更新）申請書、指定事項等変更届（変更届出書、介護老人保健施設変更許可申請書）の提出に伴い、資格を証明する書類（以下「資格者証等」という。）の写しを添付提出する場合に、その資格者証等の写しに記載されている氏名が、婚姻等により、勤務形態一覧（勤務表）等の書類に記載されている氏名と異なる場合があります。

例えば、看護師免許の場合、氏名の変更に伴い看護師免許の書き換えが必要となりますので、以前提出した資格者証等と氏名が異なる場合は、**氏名が変更された資格者証等の写しを添付提出**してください。

また、その変更の手続き中である場合や、資格によっては資格者証等の氏名の変更ができない場合がありますので、その場合には、**双方の氏名の人物が同一人物であることを証明する公的書類の写しを添付提出**してください。

〔添付書類の例〕

- (1) 戸籍抄本の写し
- (2) 住民票の写し（姓が変わったことが分かるもの）
- (3) 運転免許証の写し（姓が変わったことが裏書きされているものの、表裏両面の写し）



13. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？

介護保険制度に係る質問は、FAXにて受け付けています。

質問及び回答に対する責任の所在の明確化、また、口頭で質問回答を行うことによる内容の取り違いを避けるため、電話でのお問い合わせにはお答えしかねる場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①様 式

介護保険制度に係る質問票（下関市ホームページに掲載しています。）

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ 事業者の方へ

→ 保健・福祉

→ 介護保険

→ 介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）

又は 地域密着型サービス事業の申請様式等について

②提 出 先

下関市福祉部介護保険課事業者係

FAX 083-231-2743

③注意事項

(1) 質問票1枚につき1件の質問に限りま
す。

(2) 関係法令等をよく読んだ上、事業所の
考えを記入し、提出してください。

※「事業所の考え」が未記入の質問票
が散見されます。

※「関係法令等」とは、介護保険法、
介護保険法施行規則、下関市の条例

及びその解説、費用の額の算定に関する基準及びその関係通知、介護
報酬改定に関するQ&A等を指します。

(3) 回答には時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

介護保険制度に係る質問票	
平成 年 月 日	
FAX 番号 083-231-2743 下関市福祉部介護保険課事業者係 行	
事業所名 _____	
担 当 者 _____	
電 話 _____	
F A X _____	
<注意事項> 1 1枚につき1件の質問に限ること。 2 関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出すること。 3 下関市内の介護保険サービス事業所等からの質問に限ること。 ※介護保険サービス事業所等には、地域密着型サービス事業所等も含まれます。	
質 問 事 項	
<表題> _____	
<サービス種別> _____	
<質問内容> _____	
<事業所の考え> _____	
回 答 欄	

14. 従業員の員数の変更に伴い運営規程を変更した場合、その都度指定事項等変更届を提出するのか？

運営規程のうち、「従業員の員数」を変更した場合の届出については、山口県の取扱いとは異なり、運営規程の変更を行った（行う）都度、指定事項等変更届※を提出していただいております。

介護保険サービス事業者や利用者の皆様に対しより身近な立場にいるためにも、事業所の状況を的確に把握していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※地域密着型（介護予防）サービスについては「変更届出書」、介護老人保健施設については「介護老人保健施設変更許可申請書」。

〔留意事項〕

- ・様式及び添付書類については下関市ホームページにて確認してください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

→ 事業者の方へ

→ 保健・福祉

→ 介護保険

→ 介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）

又は 地域密着型サービス事業の申請様式等について

- ・運営規程に記載する従業員数は、職種ごとの員数を基本としてください。
- ・運営規程の員数は、例えば6月20日に従業員が1名退職し、7月1日に1名新規採用される場合など、実際の員数が一定期間異なる事態が発生することも想定されるため、事例のように、雇用が予定されている場合等であれば、その都度、運営規程を変更する必要はありません。

ただし、雇用を予定していた職員が結果的に採用されなかった場合は、運営規程の員数を変更し、変更届により届出が必要となります。

なお、この場合の変更日は、従業員が退職した6月20日に遡らず、新規採用職員の雇用を行わず1名減員として運営することを決定した日を変更日としてください。

- ・従業員の員数を常勤換算数で記載している事業所におかれましては、員数が月ごとに変動することも想定されるため、員数は延べ人数又は実人数で記載するよう、運営規程の変更をお願いいたします。

15. 「通常の事業の実地地域」はどのように定めるのか？

「通常の事業（送迎）の実施地域」は、施設サービス等を除くほとんどのサービスにおいて、運営規程に定めることとされています。

「通常の事業（送迎）の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとするよう求められていますので、利用者に対して分かりやすく、かつ、誤解を与えない表示に努めていただきますようお願いいたします。

具体的には、「(現在の)市域」「合併(平成17年2月13日)前の市町」「日常生活圏域(下関市『第五次いきいきシルバープラン』による)」を基本とした地域設定に努めてください。

「通常の事業の実施地域」の基本とする地域区分

市域	合併前の市町	日常生活圏域	備考(本庁・支所・総合支所区分)
下関市全域	旧下関市	本庁圏域	本庁管内(下記以外の地域)
		彦島圏域	彦島支所管内(離島を含む)
		山陽圏域	長府・王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内
		山陰圏域	勝山・内日・川中・安岡・吉見支所管内(離島を含む)
	旧菊川町	菊川圏域	菊川総合支所管内
	旧豊田町	豊田圏域	豊田総合支所管内
	旧豊浦町	豊浦圏域	豊浦総合支所管内
	旧豊北町	豊北圏域	豊北総合支所管内

※各支所・総合支所の所管区域の詳細については、「下関市役所支所設置条例」「下関市役所総合支所設置条例」をご参照ください。

地域設定の理想的な例と好ましくない例

《理想的な例》

- ①上記の地域区分をそのまま「通常の事業の実施地域」とするもの
例：「下関市全域」「旧下関市及び旧菊川町」「下関市本庁圏域及び山陽圏域」
- ②上記の地域区分を基本としつつ、対象とする地域を加える、または、対象外とする地域を除くもの
例：「下関市山陽圏域並びに勝山支所及び内日支所管内」「下関市山陽圏域並びに〇〇町及び××町」「下関市全域(離島を除く)」

《好ましくない例》

- ①事業者が通常時にサービスを提供することができない地域が含まれているもの
- ②地域が客観的に明確ではない、または、地域設定が細かすぎるもの
例：「事業所より車で1時間以内の地域」「下関市〇〇町から××町までの地域」
- ③旧下関市の市街地部分を指す「旧市」の表現は、旧下関市と混乱を招くため、「本庁圏域」などに改めてください

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

〔留意事項〕

- ・「通常の事業（送迎）の実施地域」を変更した場合には、運営規程変更に係る指定事項等変更届又は変更届出書の提出が必要です。
- ・「通常の事業（送迎）の実施地域」を越えてサービス提供を行う際に徴収する交通費について、運営規程で「おおむね○km ごとに×円」などと記載されている事業所におかれましては、「おおむね」という表現が利用者に誤解を与えるおそれがありますので、「○km ごとに×円」などに改めてください。
これについても、改める際には、運営規程変更に係る指定事項等変更届又は変更届出書の提出が必要です。

16. 公的機関の苦情相談窓口はどのように記載すべきか？

公的機関の苦情相談窓口については、重要事項説明書に記載し、また、事業所内に掲示する必要があります。

その内容について、本市では、多様な形態での相談を想定し、下関市（係名まで記載）及び山口県国民健康保険団体連合会の住所・電話番号・FAX番号・受付日時を記載いただくよう指導しています。

つきましては、公的機関の苦情相談窓口の内容につきましては、下記内容を参考に記載いただきますようお願い申し上げます。

【苦情相談窓口】

下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

T e l 083-231-1371

F a x 083-231-2743

受付日時 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

山口県国民健康保険団体連合会

住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館

T e l 083-995-1010

F a x 083-934-3665

受付日時 午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

※本件により重要事項説明書等を変更した場合であっても、現在の利用者に対して変更後の重要事項説明書等を再交付する必要はありません（今後の交付分より変更後のものであれば可。）。

17. 事故報告書はどのように提出するのか？

下関市では、介護サービス提供中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（サービス終了後2年間保存すること）を「事故報告書」として、保険者（市町村）へ提出することを義務付けており、事故の再発防止と適切な対応を介護保険事業者に求めています。

1 報告の範囲

- ・サービスの提供中の死亡、重体、重傷等の事故の発生
(※「重傷等」とは、1週間程度以上の入院を伴う骨折等を目安とします。)
(自宅等での経過観察や、1週間程度以内の入院については原則報告は不要。)
- ・長時間にわたる離脱（行方不明）
- ・食中毒、感染症、結核の発生 (保健所にも報告が必要)

但し、送迎時の交通事故、職員等による法令違反・不祥事等については報告の範囲外であっても報告を要します。

2 事故発生時の流れ

- (1) 下関市内の介護サービス事業者が、下関市の被保険者である利用者にサービスを提供した際に事故が発生した場合

介護サービス事業者 → 事故報告書 → 下関市介護保険課事業者係

- (2) 下関市内の介護サービス事業者が、下関市以外の被保険者である利用者にサービスを提供した際に事故が発生した場合

介護サービス事業者 → 事故報告書 → 下関市介護保険課事業者係
→ 他市介護保険担当課

3 報告の手順

事故後、各事業者は、速やかに下関市介護保険課にFAX、郵便又は持参により報告してください（感染症等、緊急を要する事故の場合は電話にて一報をいただいた上で、FAX、郵便又は持参により報告してください。）。

- ①様式 事故報告様式（下関市ホームページ掲載）

※平成24年10月30日より、様式を一部修正しておりますのでご注意ください。

※様式に記入する内容が全て記入されていれば、事業者作成の任意様式でも可です。

- ②提出先 〒750-0006

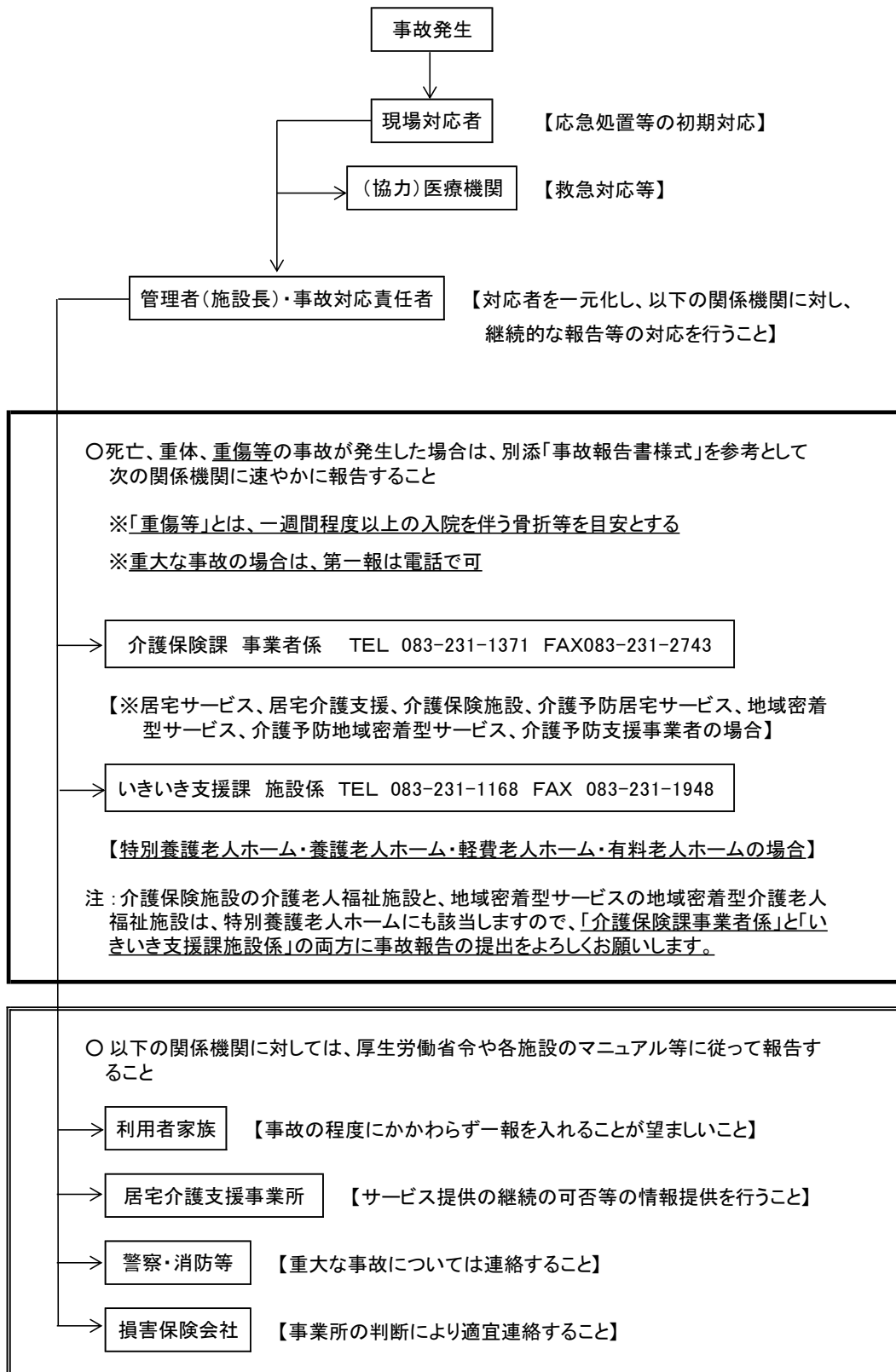
下関市南部町21-19（下関商工会館4階）

下関市福祉部介護保険課事業者係

TEL 083-231-1371

FAX 083-231-2743

介護保険サービス事業者等における事故報告フローについて



平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

平成 年 月 日

事故報告書 (事業所・施設→下関市介護保険課)

事業所・施設 の 状 況	事業所・施設名											介護保険事業所番号										
	提供サービス名																					
	所在地・連絡先	〒 — 電話番号 () —																				

事故の 対象者・ 家族	氏 名											被保険者番号										
	生年月日	M・T・S 年 月 日										性 別	男 ・ 女									
	本人の 住所・連絡先	〒 — 電話番号 () —																				
	家族の氏名 (続柄)	(対象者との続柄)																				
	家族の 住所・連絡先	〒 — 電話番号 () —																				

事故の 概要	発生日時	平成 年 月 日 (発生時刻 : ~ :)																			
	発生場所																				
	事故内容の概要																				
	発生の原因																				

対応の 状況	応急処置等の対応																				
	受診状況																				
	家族への説明状況 損害賠償の有無	(損害賠償： 有 ・ 無 ・ 検討中)																			

再発防止に関する 対応策 等																				
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

管 理 者		㊞	対 応 者		㊞
報 告 書 作 成 者					

18. 各サービスではどのような事故が発生しているか？

本市に提出をしていただいている事故報告を事故の再発防止、ケアの質の向上等を目的に情報提供いたします。

1. 事業者からの報告の範囲

- ・サービスの提供中の死亡、重体、重傷等の事故の発生
(※「重傷等」とは、1週間程度以上の入院を伴う骨折等を目安とします。)
(自宅等での経過観察や、1週間程度以内の入院については原則報告は不要。)
- ・長時間にわたる離脱(行方不明)
- ・食中毒、感染症、結核の発生 (保健所にも報告が必要)

但し、送迎時の交通事故、職員等による法令違反・不祥事等については報告の範囲外であっても報告を要します。

2. 事故報告内容の集計結果 ※構成比は100%にならないことがあります。

- 1) 報告件数(平成24年4月1日～平成25年3月31日)
総件数は134件(報告の範囲外の内容は除外した。)
- 2) サービス種別

サービス種別	件数	構成比(%)
通所介護	18	(13.43%)
通所リハビリテーション	3	(2.24%)
短期入所生活介護	4	(2.99%)
特定施設	15	(11.19%)
認知症対応型共同生活介護	19	(14.18%)
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設を含む)	31	(23.13%)
介護老人保健施設	28	(20.90%)
介護療養型医療施設	16	(11.94%)
合 計	134	(100.00%)

- 3) 利用者の性別

性別	人数	構成比(%)
男	25	(18.66%)
女	108	(80.60%)
その他(感染症により罹患者複数のため)	1	(0.75%)
合計	134	(100.00%)

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

4) 利用者の年齢

年齢	人数	構成比(%)
65歳未満	0	(0.00%)
65～70歳未満	2	(1.49%)
70～75歳未満	4	(2.99%)
75～80歳未満	18	(13.43%)
80～85歳未満	26	(19.40%)
85～90歳未満	36	(26.87%)
90～95歳未満	34	(25.37%)
95～100歳未満	10	(7.46%)
100歳以上	3	(2.24%)
その他(感染症により罹患者複数のため)	1	(0.75%)
合計	134	(100.00%)

5) 事故の原因

原因	件数	構成比(%)
転倒	103	(76.87%)
転落	4	(2.99%)
介護中の事故(推定含む。)	7	(5.22%)
誤嚥	5	(3.73%)
心疾患	2	(1.49%)
送迎時の交通事故	2	(1.49%)
徘徊	1	(0.75%)
衝突	1	(0.75%)
気道閉塞	1	(0.75%)
飛び降り	1	(0.75%)
その他	3	(2.24%)
不明	4	(2.99%)
合計	134	(100.00%)

6) 事故の内容

内容	件数	構成比(%)
骨折	111	(82.84%)
窒息	3	(2.24%)
インフルエンザ	2	(1.49%)
離脱	1	(0.75%)
死亡	5	(3.73%)
その他	12	(8.96%)
合計	134	(100.00%)

7) 事故後の対応策について

主な、対応策として「見守り強化」等という内容が見受けられますが、では実際どのようにケアの手順を見直し、質を担保し、見守りを強化していくのか、職員への周知する手法やどの程度の研修頻度を持ってひとりひとりにリスク対応策を浸透させるのか、手順書(マニュアル)や個々のケアプランにどのように反映させるか、実態に合わせて改善していくことが今求められています。

19. 会計はどのように区分するのか？

介護保険サービス事業所の会計は、事業所ごとに経理を区分し、かつ、各事業の会計をその他の事業の会計と区分することが求められています。

よって、決算時の、事業所における会計は、以下の点に留意して区分いただきますようお願い申し上げます。

- ①介護保険事業とその他の事業を区分する。
- ②各介護保険サービスを区分する。
- ③介護事業と介護予防事業を区分する。

例1：介護保険事業の訪問看護及び介護予防訪問看護、医療保険事業の訪問看護を提供している場合、介護保険事業の訪問看護、介護保険事業の介護予防訪問看護、医療保険事業の訪問看護のそれぞれの会計を区分する。

例2：1つの法人が同一敷地内の2つの事業所で、訪問介護及び介護予防訪問介護、通所介護及び介護予防通所介護を提供している場合、訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護のそれぞれの会計を区分する。

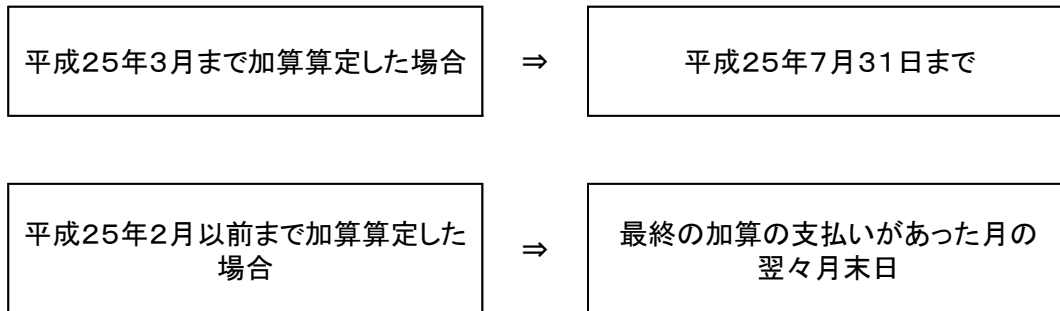
〔留意事項〕

- ・会計は決算時に区分されていれば結構です。
- ・介護事業と介護予防事業を一体的に運営している場合は、収入按分又は利用者数按分など、適切な方法により按分されていれば結構です。支出の内容ごとに按分手法が変わることも考えられます。
※「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)も参照してください。
- ・会計の区分は、必ずしも税理士等に依頼して区分する必要はありません。
例えば、介護事業と介護予防事業を合算した決算書を税理士等に作成いただいている場合であっても、その内容を元に、事業所にて介護事業と介護予防事業を按分した決算資料を作成いただければ結構です。

20. 介護職員処遇改善加算実績報告の留意事項は？

① 処遇改善加算実績報告書について

介護職員処遇改善加算を算定した事業所の方は、どのような賃金改善を実施したか等について報告して頂く必要があります。(H25.4.4 市ホームページ掲載済)
平成24年度分の実績報告書の提出期限は下記のとおりです。

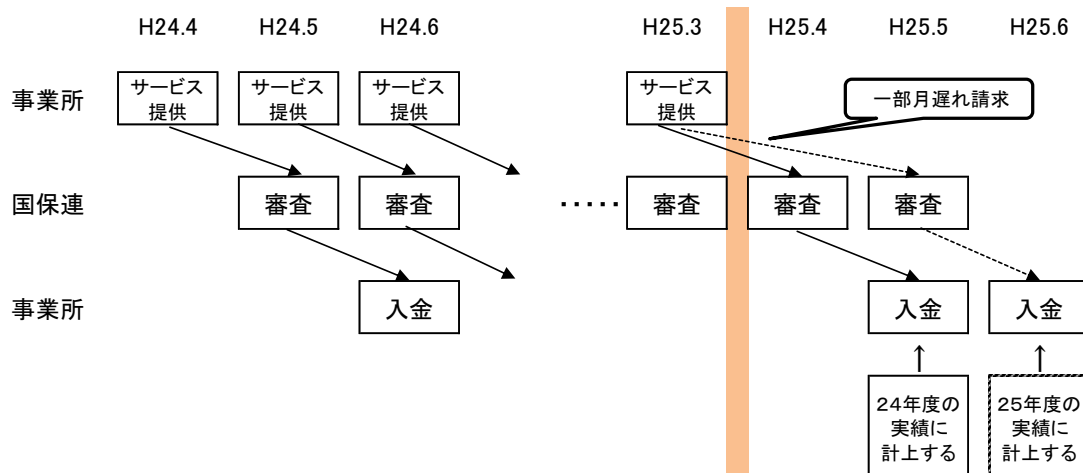


例) 2月まで加算→4月に加算支払→6月末日までに実績報告書提出

② 処遇改善加算の月遅れ請求の取り扱いについて

実績報告書中、「平成24年度分処遇改善加算総額」には、平成24年4月～平成25年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担分を含む）を記入します。

ただし、平成25年3月サービス提供分の月遅れ請求は含みません。つまり、国保連における平成24年5月～平成25年4月審査分までの加算総額（利用者負担分を含む）を記入することとなります。



2 1. 記録の整備における「完結の日」とはどの時点を指すのか？

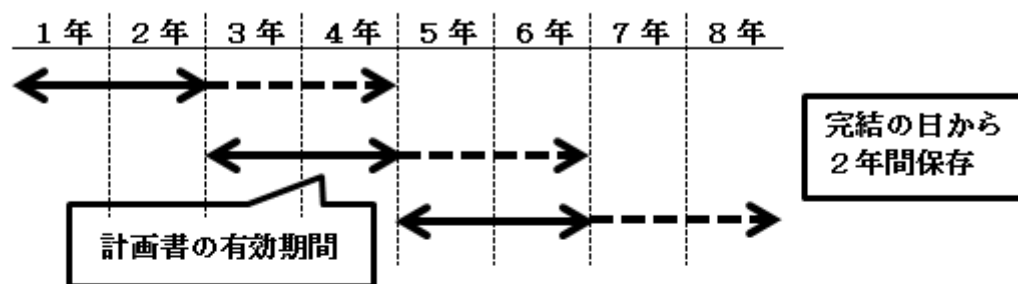
基準で定められている「記録の整備」において、保存期間については「その完結の日から2年間保存しなければならない」とされています。

厚生労働省に確認したところ、「現在、「完結の日」の起算日について定めがないので、保険者判断による。」との回答を得ました。よって下関市においては、「完結の日」は、その記録を「使わなくなった日」のことといたします。

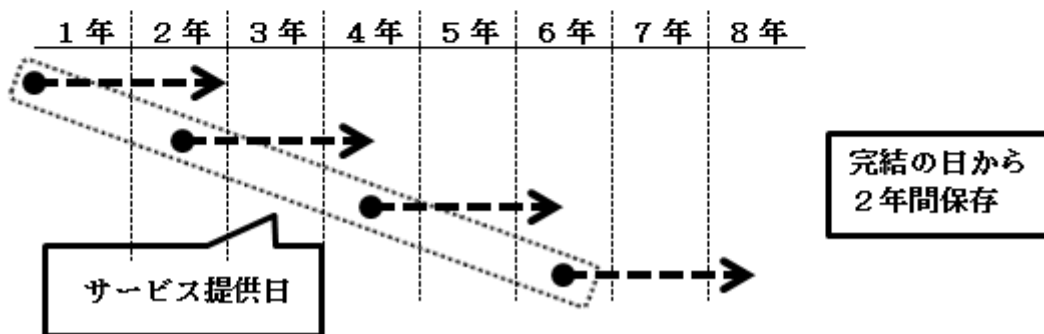
従って、利用者との契約が継続している間は、当該利用者に関する全ての記録を保存しておかなければならないものではなく、それぞれの記録の「完結の日」に応じて、所定の期間保存することとなります。

(記録の保存年限の考え方)

例1) 計画書等の期間の定めがある記録の場合



例2) サービス内容の記録等



なお、過払い等の返還請求の消滅時効が地方自治法により5年であることから、記録は5年間保管することが望ましいとされていますのでご注意ください。

22. 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定について

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年4月に施行されました。

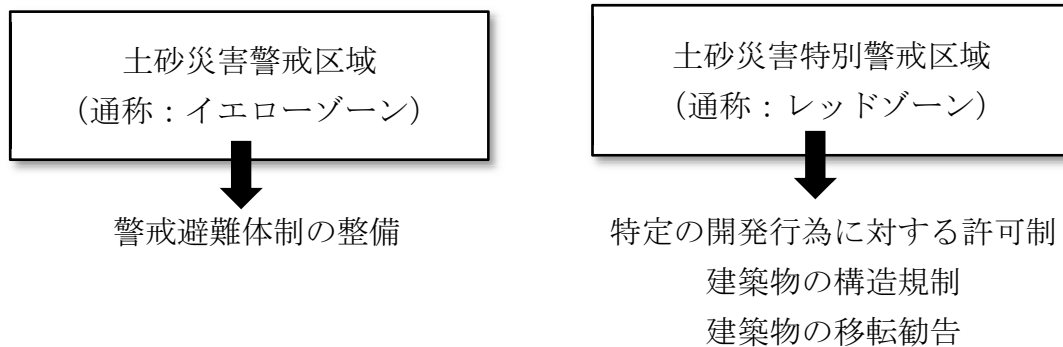
山口県では、平成17年度から県内5市（下関市、萩市、防府市、長門市、周南市）を始めとして土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を開始しております。

1. 基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します

2. 土砂災害警戒区域等の指定等

都道府県が関係市長の意見等を聴取後、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの恐れのある区域等を指定します。



3. 関連ホームページ

- ・国土交通省砂防部

<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/>

- ・山口県土木建築部 砂防課

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18500/index>

- ・山口県土砂災害危険箇所マップ

<http://kikenmap.pref.yamaguchi.lg.jp/kikenmap/select.aspx>

23. 下関市防災メールの登録について

【下関市防災メールとは】

「下関市防災メール」に登録すると、下関市から以下の情報が無料（※）でメール配信されます。パソコンだけでなく、携帯電話のメールアドレスの登録も可能なため、必要な防災情報を素早く取得することができます。

◆配信情報◆（必要な項目だけ選択することもできます（複数選択可））

1. 気象注意報・警報	2. 地震・津波情報
3. 避難勧告等の避難情報	4. 台風情報
5. 土砂災害警戒情報	6. ダムの放流情報（木屋Iダム・湯の原ダム）
7. 洪水情報（武川・綾羅木川・友田川・川棚川・粟野川・神田川・田部川・木屋II）	8. 国民保護に関する情報
9. 防犯に関する情報	10. 交通安全に関する情報
11. 消防情報【火災情報含む】 （旧下関地区・菊川地区・豊田地区・豊北地区）	かつて書きの情報は、情報欲しダム・河川・地区を選択することができます

※登録料・情報料は無料ですが、登録・情報受信に係る通信費用は利用者負担です

【下関市防災メールの登録方法】

- ①登録用アドレス「bousai-shimonoseki@xpressmail.jp」へ空メール（件名・本文を入れないメール）を送信します。
- ②折り返し、登録するためのメールが届きますので、メール本文にあるURLにアクセスします。
- ③画面の指示に従って、配信を希望する情報を選択します。
- ④最後に「登録」ボタンを押して、登録が完了します。

【こんな活用方法があります（例）】

（管理者や防災責任者向け）

- ・「3. 避難勧告等の避難情報」を登録しておけば、避難指示が出た場合にすぐに従業者や利用者への指示や避難行動を起こすことができます。
- ・「11. 消防情報【火災情報含む】」を登録しておけば、事業所近隣で起きた火災についてもすぐに情報を取得できるため、延焼の可能性の把握や避難の必要性の判断等に即応することができます。

（従業者向け）

- ・「1. 気象注意報・警報」や「4. 台風情報」を登録しておけば、勤務日・休日問わず事前に防災体制等（事業所待機の当番等）に備えることができます。

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

【下関市公式ホームページでの広報】

ホームページで、登録情報の変更方法や下関市防災メールの送信履歴等を広報していますので、詳細はこちらを参考にしてください。

URLアドレス：<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>



『登録者募集！下関市防災メール』をクリック

個 別 編

① 営利法人監査・実地指導の際、どのような点に注意すればよいのか？

平成24年度は、営利法人監査15件、実地指導2件を実施いたしました。
事項別是正改善指導状況については以下のとおりです。

人員に関する主な指導内容

- ・勤務表の内容が不足している（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係）
- ・専従の生活相談員等の配置が不明確である
- ・生活相談員が勤務すべき時間数分配置されていない
- ・生活相談員が配置されていない

設備に関する主な指導内容

- ・事業所の平面図、各室の用途変更等が未届である
- ・遮へい物が、設置すべきスペースに設置されていない

運営に関する主な指導内容

- ・重要事項説明書の内容が不足している
- ・運営規程の内容が不足している
- ・運営規程の内容が現況と異なっている
- ・運営規程等の変更に伴い提出すべき変更届が未届である
- ・通所介護計画の内容に不備がみられる（作成者不明、交付の確認）
- ・通所介護計画の作成、説明、同意に遅れがみられる
- ・通所介護計画の評価等について説明が行われていない
- ・従業者からの秘密保持等の誓約徴取に不備がみられる
- ・非常災害対策（避難訓練等）が実施されていない
- ・会計が事業別、サービス別で区分されていない

介護報酬に関する主な指導内容

- ・ 事業所規模の区分が算出されていない
- ・ 事業所規模に誤りがみられる
- ・ 加算に係る各計画の内容に不備がみられる（記載すべき事項の不足等）
- ・ 加算に係る各計画の作成、説明、同意の遅れ
- ・ 同一建物からの利用者に対する減算がなされていない
- ・ サービス提供時間についての記載に不備がみられる
- ・ 加算に係る各記録様式に不備がみられる
- ・ 支給限度額を超える部分についての利用者負担額を徴収していない

② サービス担当者会議を事業所内でサービス提供時間中に開催することは可能なのか？

サービス担当者会議は、居宅サービス計画が利用者にとって適切なものであることを確認し、また、利用者の目標を達成するために、本人、家族、各サービス事業者等のそれぞれの役割分担の確認等を行う場です。

開催場所については、利用者の居宅で行われることが望ましいですが、特別な事情があり居宅での開催が難しい場合は、会議の構成員が出席しやすい場所（各サービス事業所等）で開催するなど、柔軟に対応してください。

しかしながら、開催時間については、当該利用者へのサービス提供時間中は認められません。通所サービスは、予め事業所が定めた計画に沿って提供されるものです。サービス提供時間中のサービス担当者会議開催は、その利用者に対するサービスの中断を意味し、その時点でサービスは終了となります。

通所介護（認知症対応型通所介護）だけではなく、介護予防通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）についても同様です。介護予防サービス利用者についても、事業所が定めた計画に沿ってサービスが提供されることに変わりはなく、サービス提供を中断してよいことにはなりません。

したがって、介護予防サービス利用者に対しても、当該利用者へのサービス提供時間中の開催は認められません。

ただし、サービス担当者会議を開催する日を予め定め、かつ利用者の同意を得られるのであれば、例えば10時から15時までのサービス提供時間を、会議が開催される日は10時から14時30分（または10時30分から15時）に変更したうえで、サービス提供開始前または終了後に開催することは可能と考えます。この場合、介護報酬については、通所介護および認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）はサービス担当者会議を除いた時間で請求することになります。介護予防通所介護は定額制のため変更はありません。

サービス担当者会議は介護支援専門員が召集し、開催することになっています。事業者の皆様におかれましては、場所・日時の調整について、介護支援専門員と調整し、通所サービスの中断がないよう十分にご留意ください。

③ 通所サービス提供中の利用者が別サービス等利用することについて、どのように取り扱うのか？

通所サービス提供中に、利用者が別サービス等を利用すること（中抜け）はできず、その時点で通所サービスは終了となります。しかし、下記の項目については例外として取り扱われます。

【理美容サービス】

平成14年5月14日 介護保険最新情報 v o l . 1 2 7

Q：デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することはできるか。

A：理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれない。

平成14年5月14日 介護保険最新情報 v o l . 1 2 7

Q：デイサービスセンター等において理美容サービスを受ける時間帯は、通所サービス開始前又は終了後に限られるか。

A：通所サービスについては、利用者ごとの通所介護計画等に基づき、利用者のニーズに応じた適正なサービス提供がなされることが必要であり、通所サービスとの区分が明確であれば、必ずしも開始前又は終了後に限る必要はない。この場合、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画について、本人に対する説明と了解を得ていること、通所サービスの利用料とは別に費用請求が行われていることが必要である。

【緊急時の医療機関受診】

平成15年5月30日 介護報酬に係るQ&A

Q：通所サービスと併設医療機関等の受診について

A：通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきである。

平成15年5月30日 介護報酬に係るQ&A

Q：緊急やむを得ない場合における併設医療機関（他の医療機関を含む）の受診による通所サービスの利用の中止について

A：併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

